

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	集団移転促進事業	西田・細浦地区	南三陸町

図面記号	D-7施設							
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (m ²)	土地利用区分		
			登記簿	現況		農振法	都市 計画法	
			別紙1のとおり					
	計		53 m ² (田 ー m ² 、畠 53 m ²)					
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>雨水排水については、地区内に降った雨水は速やかに雨水排水管により排水し、地区外の国道45号を横断し、蛇王川を経て海へ放流する。</p> <p>汚水排水については、戸建住宅別に合併浄化槽により規定水質基準以下に浄化処理を行った後、地区内の雨水排水管に排水する。</p> <p>地区南側の農業用水については、用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水施設機能を保全するため、営農の支障はない。また、計画地の下流域の用水は別系統の水路からの利水となっており、農家及び水利権者とは調整・確認済みである。</p>							

(別紙 1) 土地の所在等